

四万十町社会福祉センター使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会 会長 様

住所 _____
申請者 _____
氏名 _____ ④

四万十町社会福祉センター施設の使用に関する規則に従い、下記のとおり使用したいので、許可をいただきたく申請致します。

使用日時	年 月 日 午前・午後	年 月 日 午前・午後	時 分から	時 分まで
使用場所			使用及び 利用人員	名
使用目的				
使用器具等				
使用責任者	氏名	TEL ()	—	
	住所			

四万十町社会福祉センター使用許可書

上記の使用許可申請について、次により許可しますので使用にあたっては、管理者の指示に従って下さい。

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会
会 長 牧野 利恵子 ④

使用料	基本料	追加料	加算額	減免額	合 計
	円	円	円	円	円
使用上の条件 又は指示事項				使用料納入日	取扱者
使用料の減免について					

会長	事務局長	課長	課長	担当	許可 番号	号
					年月日	年 月 日

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
四万十町社会福祉センター施設の使用する規則

(目的)

第1条 この規則は、四万十町社会福祉センター（以下「福祉センター」という。）の設置及び管理運営規程第8条第2項の規定に基づき、福祉センターの施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込)

第2条 福祉センターを使用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、これを提出し会長の許可を受けなければならない。ただし、会長において管理上の許可を要しないと認めるものについては、この限りでない。

2 使用の許可を受けようとするものは、使用の前日までに申し込みをしなければならない。ただし、会長において特別の事由があると認めるときは、これにかかわらず、受理することができる。

(使用の期限)

第3条 福祉センターの連続使用は、2日間を限度とする。ただし、会長において、必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(使用時間)

第4条 福祉センターの使用時間は、午前9時より午後10時までとする。ただし、会長において必要と認めるときは、使用時間を延長することができる。

(使用料)

第5条 福祉センターの使用料は、別表第1のとおりとする。

2 使用の承認を受けたときは、原則として使用料を前納するものとする。

3 既納の使用料は、返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部、又は一部を返還することができる。

(1) 福祉センターの都合により使用の許可を取消したとき。

(2) 天災、その他使用者の責に帰することのできない事由により、福祉センターを使用することができなくなったとき。

(3) 使用の前日までに許可の取消し、又は変更を申し出た場合において会長が正当な事由があると認めるとき。

4 使用者が営利を目的として福祉センターを使用する場合は、会長において適宜決定するものとする。

(使用料の減免)

第6条 社会福祉事業及び公共事業のため使用する場合、その他、会長において特別の事由ありと認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 福祉センターの運営方針及び設立の趣旨に反するもの。

(2) 喧騒な行為をしたり、又は風俗を乱したり、もしくは公益を害する恐れがあると認められるとき。

(3) 建物、又は附属設備を汚損、又はき損する恐れがあると認められるとき。

(4) その他、会長において使用させることを不相当と認めるとき。

(転貸の禁止)

第8条 使用の許可を受けたものは、これを他に転貸してはならない。ただし、会長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し停止)

第9条 使用承認後でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用停止させることができる。

(1) 使用条件に違反するとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他、本規則に違反したとき。

(原状回復及び損害賠償)

第10条 福祉センターを使用するものが故意、又は過失によって建物、もしくは附属設備、物品を損傷し、又は滅失したときは、それが誰の行為であっても、使用責任者が会長の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。また、人身事故の場合においても同様に使用責任者において、全責任を負うものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 福祉センターを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外に使用しないこと。

(2) 建物及び附属設備を汚損、又はき損しないこと。

(3) 福祉センター内で酒類を使用するときは、会長の承認を得ること。

(4) 火気に厳重に注意すること。

(5) 館内は、禁煙とする。

(6) 許可なくして建物内設備を変更し、釘打、貼紙、その他の特別な工作をしないこと。

(7) 使用後において、各室内設備を原状に整理し、管理者に引渡しすること。

(8) その他、会長が管理上指示すること。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日より施行する。
があると認められるとき。